

児童ポルノ禁止法について（概要）

1 正式名称

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）

2 児童ポルノとは

写真、電磁的記録に係る記録媒体等に、次のいずれかの児童*の姿態を視覚により認識できる方法により描写したもの ※18 歳未満の者

- ① 性交又は性交類似行為
- ② 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

3 児童ポルノ禁止法による規制（第 7 条）

項	禁止行為	罰則
1 項	自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持, 画像データの保管	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
2 項	特定かつ少数の者に対する児童ポルノの提供, 画像データの送信	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
3 項	特定かつ少数の者に対する児童ポルノの提供目的での児童ポルノの製造・所持・運搬・輸出入, 画像データの保管	
4 項	児童に姿態をとらせた上での児童ポルノの製造**	
5 項	盗撮による児童ポルノの製造	5 年以下の懲役 若しくは 500 万円以下の罰金 又はその併科
6 項	不特定又は多数の者に対する児童ポルノの提供, 画像データの送信, 又は児童ポルノの公然陳列	
7 項	不特定又は多数の者に対する児童ポルノの提供目的や公然陳列目的での児童ポルノの製造・所持・運搬・輸出入, 画像データの保管	
8 項	日本人による外国での, 不特定又は多数の者に対する児童ポルノの提供目的や公然陳列目的での児童ポルノの輸出入（国外犯）	

※製造…児童ポルノを新たに作り出すことをいう。（ハードディスク等の記録媒体への保存を含む。）